

教員向け消費者教育

オンライン講座

受講用動画

広島市消費生活センター

受講者の皆様へ

この度は「消費者教育オンライン講座」をご視聴いただき、ありがとうございます。

消費生活センターでは日々様々な消費者相談が寄せられており、消費生活相談員という専門の資格を持った職員がその対応にあたっています。

2022年4月に成年年齢が引き下げとなり、成人間もない若者の消費者被害が懸念されています。若者は、知識、経験不足をはじめ、様々な脆弱性があるため、消費者被害の未然防止に向け、若者一人一人の脆弱性に対応した消費者教育に取り組む必要があります。

今、強く求められているのは、それぞれの時期に応じた消費者教育です。

1

相談事例

小学生

保護者のクレジットカードを勝手に使用し、オンラインゲームで約12万円の課金をしていた。本人は過去にも同じ方法で13万円の課金をしており、当時ゲーム会社に相談したところ「返金できない」と回答されたので仕方なく支払ったことがある。今回は2度目の課金になるが、どうにかして返金を求めたい。(保護者からの相談)

中学生

保護者のクレジットカードを勝手に使用し、音声ライブ配信で約20万円投げ銭をしていた。カードの利用明細がメールで届き、保護者が事態に気が付いたが、プラットフォームに返金を求めたところ断られてしまった。

大学生

アダルトサイトを閲覧中、画面上に突然「請求確定しました。入会ありがとうございました。」と表示され、40万円を請求された。誤って入会した場合、退会メールを送るようにと書いてあったのでメールを送信したところ、退会処理のために電話で話す必要があると返信があった。指示通りに電話を掛け、電話口で自分の個人情報を伝えてしまった。

消費者トラブルの未然防止

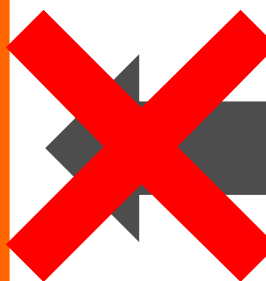
に向け

若者一人一人の「脆弱性」に対応した消費者教育に取り組む

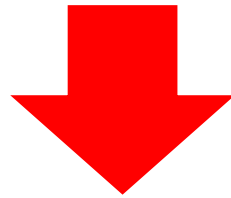
(それぞれの成長時期に応じた消費者教育が必要)



脆弱性に対応した
消費者教育



被害にあわないための
消費者教育



自立のための
消費生活に関する教育

+

自分で考え
消費者市民社会の形成に
参画する消費者教育

【消費者教育】（第二条）

消費者の自立を支援するために行われる
消費生活に関する教育及びこれに準ずる啓発活動。

（消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画
することの重要性について理解及び関心を深める
ための教育を含む）



啓発と教育



「啓発」

消費生活への知識・理解



「教育」

適切な行動に結びつける
実践的能力

指導方法の工夫が必要

【消費者市民社会】（第二条2項）

個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって、内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会をいう。

「消費者教育の理念」(第三条)

消費生活に関する知識を習得し、これを適切な行動に結びつけることができる実践的な能力が育まれることを旨として行わなければならない。

消費者が消費者市民社会を構成する一員として主体的に消費者市民社会の形成に参画し、その発展に寄与することができるよう、その育成に積極的に支援することを旨として行わなければならない。

「いつ行うか」(第三条3項)

幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行われるとともに、年齢、障害の有無その他の消費者の特性に配慮した適切な方法で行われなければならない。

「どこで行うか」(第三条4項)

学校、地域社会、家庭、職場。

「誰の責任か」(第四条、第五条)

◆ 国の責務

消費者教育の推進に関する総合的な施策策定及び実施

◆ 地方公共団体の責務

地方公共団体の区域の社会的経済的状况に応じた
施策策定及び実施

(消費生活センター、教育委員会その他の関係機関と連携)

4

ちょっと復習

○ 消費者教育の広がり

だまされない消費者

+

自分で考える消費者

今+未来

自分+地域・世界

※消費者市民社会の形成に参画

※SDGsにも通じる





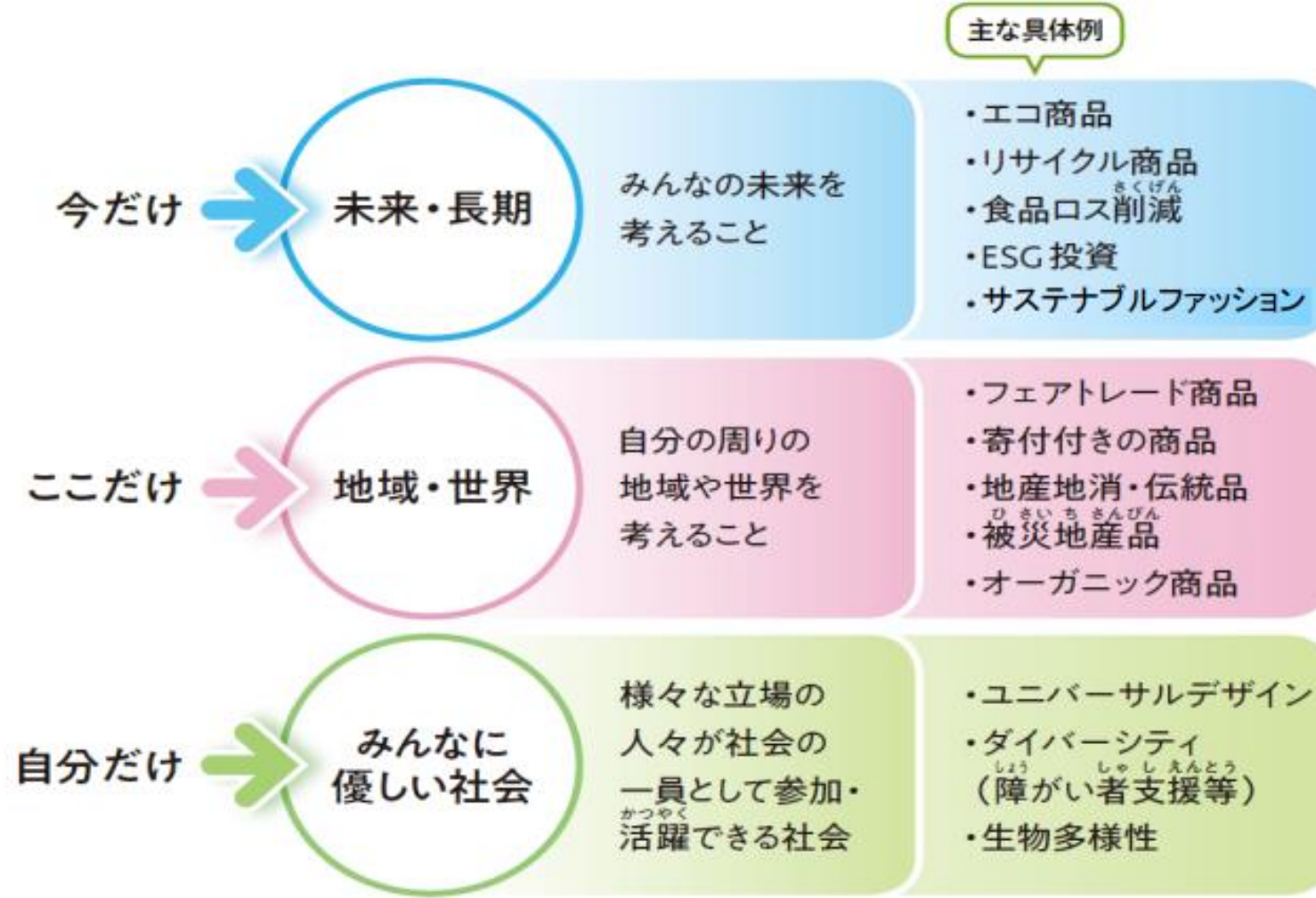
SDGs (持続可能な開発目標) 国連で採択

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標

<p>1 貧困をなくそう</p>	<p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>12 つくる責任 つかう責任</p>
<p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>15 陸の豊かさを守ろう</p>	<p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<p>SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS</p> <p>2030年に向けて世界が合意した「持続可能な開発目標」です</p>

エシカル消費は今までと何が違う？





消費者教育は特別なものではない

消費者教育とは

普段の取組に「消費者の視点」を持つこと。

「消費者の視点」

①体系的な理解をすること（体系イメージマップ）

②計画的に行うこと（各教科などと関連付けて）

③児童・生徒の主体的な学びとなる工夫をすること

…クイズ、ゲーム、ロールプレイング、体験、調べ学習等が有効



小学校学習指導要領解説 家庭編「C消費生活・環境」

(1) 物や金銭の使い方と買物

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 買物の仕組みや消費者の役割が分かり、物や金銭の大切さと計画的な使い方について理解すること。

(イ) 身近な物の選び方、買い方を理解し、購入するために必要な情報の収集・整理が適切にできること。

イ 購入に必要な情報を活用し、身近な物の選び方、買い方を考え、工夫すること。

(2) 環境に配慮した生活

ア 自分の生活と身近な環境との関わりや環境に配慮した物の使い方などについて理解すること。

イ 環境に配慮した生活について物の使い方などを考え、工夫すること。



中学校学習指導要領解説 技術・家庭編「C消費生活・環境」

(1) 金銭の管理と購入

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 購入方法や支払い方法の特徴が分かり、計画的な金銭管理の必要性について理解すること。

(イ) 売買契約の仕組み、消費者被害の背景とその対応について理解し、物資・サービスの選択に必要な情報の収集・整理が適切にできること。

イ 物資・サービスの選択に必要な情報を活用して購入について考え、工夫すること。

(2) 消費者の権利と責任

ア 消費者の基本的な権利と責任、自分や家族の消費生活が環境や社会に及ぼす影響について理解すること。

イ 身近な消費生活について、自立した消費者としての責任ある消費行動を考え、工夫すること。

(3) 消費生活・環境についての課題と実践

ア 自分や家族の消費生活の中から問題を見いだして課題を設定し、その解決に向けて環境に配慮した消費生活を考え、計画を立てて実践できること。



高等学校学習指導要領解説 家庭編「消費生活」

(1) 経済社会の動向と消費生活

- ア 国民経済と消費者
- イ 社会の変化と消費生活
- ウ 多様化する流通・販売方法と消費者
- エ 決済手段の多様化と消費者信用
- オ 生活における経済の計画と管理

(2) 消費者の権利と責任

- ア 消費者問題
- イ 消費者の権利と関係法規
- ウ 消費生活と契約
- エ 消費者教育

(3) 消費者と行政, 企業

- ア 消費者の自立支援と行政
- イ 消費者と企業

(4) 持続可能な社会を目指したライフスタイル

- ア 消費生活と環境
- イ 持続可能な社会の形成と消費行動

(5) 消費生活演習

- ア 商品・サービス研究
- イ 消費者支援研究

○ 消費者教育の体系イメージマップ

	幼児期	小学生期	中学生期	高校生期	成人期			
					特に若者	成人一般	特に高齢者	
各期の特徴	様々な気づきの体験を通じて、家族や身の回りの物事に関心をもち、それを取り入れる時期	主体的な行動、社会や環境への興味を通して、消費者としての素地の形成が望まれる時期	行動の範囲が広がり、権利と責任を理解し、トラブル解決方法の理解が望まれる時期	生涯を見通した生活の管理や計画の重要性、社会的責任を理解し、主体的な判断が望まれる時期	生活において自立を進め、消費生活のスタイルや価値観を確立し自らの行動を始める時期	精神的、経済的に自立し、消費者市民社会の構築に、様々な人々と協働し取り組む時期	周囲の支援を受けつつも人生での豊富な経験や知識を消費者市民社会構築に活かす時期	
重点領域								
消費者市民社会の構築	消費がもつ影響力の理解	おつかいや買い物に関心を持つ	消費者の行動が環境や経済に与える影響を考えよう	生産・流通・消費・廃棄が環境、経済、社会に与える影響を考えよう	生産・流通・消費・廃棄が環境、経済、社会に与える影響を考慮する習慣を身に付けよう	生産・流通・消費・廃棄が環境、経済、社会に与える影響に配慮して行動しよう	消費者の行動が環境、経済、社会に与える影響に配慮することの大切さを伝え合おう	
	持続可能な消費の実践	身の回りのものを大切にしよう	自分の生活と身近な環境とのかわりに気づき、物の使い方などを工夫しよう	消費生活が環境に与える影響を考え、環境に配慮した生活を実践しよう	持続可能な社会を目標として、ライフスタイルを考えよう	持続可能な社会を目標としたライフスタイルを実践しよう	持続可能な社会に役立つライフスタイルについて伝え合おう	
	消費者の参画・協働	協力することの大切さを知ろう	身近な消費者問題に目を向けよう	身近な消費者問題及び社会課題の解決や、公正な社会の形成について考えよう	身近な消費者問題及び社会課題の解決や、公正な社会の形成に協働して取り組むことの重要性を理解しよう	消費者問題その他の社会課題の解決や、公正な社会の形成に向けた行動の場を広げよう	地域や職場で協働して消費者問題その他の社会課題を解決し、公正な社会をつくろう	支え合いながら協働して消費者問題その他の社会課題を解決し、公正な社会をつくろう
商品等の安全	商品安全の理解と危険を回避する能力	くらしの中の危険や、ものの安全な使い方に気づこう	危険を回避し、物を安全に使う手を知り、使おう	安全で危険の少ないくらしと消費社会を目指し、安全の大切さを理解しよう	安全で危険の少ないくらし方をする習慣を付けよう	安全で危険の少ないくらしと消費社会をつくろう	安全で危険の少ないくらしの大切さを伝え合おう	
	トラブル対応能力	困ったことがあったら身近な人に伝えよう	販売方法の特徴を知り、トラブル解決の法律や制度、相談機関を知ろう	トラブル解決の法律や制度、相談機関の利用法を知ろう	トラブル解決の法律や制度、相談機関を利用する習慣を付けよう	トラブル解決の法律や制度、相談機関を利用しやすい社会をつくろう	支え合いながらトラブル解決の法律や制度、相談機関を利用しよう	
生活の管理と契約	選択し、契約することへの理解と考える態度	約束やきまりを守ろう	商品を適切に選択するとともに、契約とそのルールを知り、よりよい契約の仕方を考えよう	適切な意思決定に基づいて行動しよう 契約とそのルールについて理解しよう	契約の内容・ルールを理解し、よく確認して契約する習慣を付けよう	契約とそのルールを理解し、くらしに活かそう	契約トラブルに遭遇しない暮らしの知恵を伝え合おう	
	生活を設計・管理する能力	欲しいものがあつたときは、よく考え、時には我慢することをおぼえよう	物や金銭の大切さに気づき、計画的な使い方を考えよう お小遣いを考えて使おう	消費に関する生活管理の技能を活用しよう 買い物や貯金を計画的にしよう	主体的に生活設計を立ててみよう 生涯を見通した生活経済の管理や計画を考えよう	生涯を見通した計画的なくらしを目指して、生活設計・管理を実践しよう	経済社会の変化に対応し、生涯を見通した計画的なくらしをしよう	生活環境の変化に対応し支え合いながら生活を管理しよう
情報とメディア	情報の収集・処理・発信能力	身の回りのさまざまな情報に気づこう	消費に関する情報の集め方や活用の仕方を知ろう	消費生活に関する情報の収集と発信の技能を身に付けよう	情報と情報技術の適切な利用法や、国内だけでなく国際社会との関係を考えよう	情報と情報技術を適切に利用する習慣を身に付けよう	情報と情報技術を適切に利用するくらしをしよう	支え合いながら情報と情報技術を適切に利用しよう
	情報社会のルールや情報モラルの理解	自分や家族を大切にしよう	自分や知人の個人情報を守るなど、情報モラルを知ろう	著作権や発信した情報への責任を知ろう	望ましい情報社会のあり方や、情報モラル、セキュリティについて考えよう	情報社会のルールや情報モラルを守る習慣を付けよう	トラブルが少なく、情報モラルが守られる情報社会をつくろう	支え合いながら、トラブルが少なく、情報モラルが守られる情報社会をつくろう
	消費生活情報に対する批判的思考力	身の回りの情報から「なぜ」「どうして」を考えよう	消費生活情報の目的や特徴、選択の大切さを知ろう	消費生活情報の評価、選択の方法について学び、意思決定の大切さを知ろう	消費生活情報を評価、選択の方法について学び、社会との関連を理解しよう	消費生活情報を主体的に吟味する習慣を付けよう	消費生活情報を主体的に評価して行動しよう	支え合いながら消費生活情報を上手に取り入れよう

※本イメージマップで示す内容は、学校、家庭、地域における学習内容について体系的に組み立て、理解を進めやすいように整理したものであり、学習指導要領との対応関係を示すものではありません。



令和4年4月1日～ 成年年齢の引き下げ

成年年齢引下げ後の若年者への消費者教育推進方針

－消費者教育の実践・定着プラン－

(令和4年3月31日 若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議決定)

成年年齢引下げ後の若年者に対する消費者教育は、高等学校段階のみならず、社会人も含めた若年者への切れ目のない消費者教育へと進展させ、消費者被害の状況等も踏まえつつ、成年年齢引下げ後の消費者教育の実践・定着に向けて関係4省庁が連携し、若年者への消費者教育に取り組む。 ※2022年度以降3年間の計画

消費者庁

法務省

文部科学省

金融庁

4省庁が連携して成年年齢引下げ後の消費者教育の実践・定着に向けた取組を推進

I 実践的な取組の推進・環境整備

1. 学校等における消費者教育の推進

(1) 高等学校等における消費者教育の推進

- 学習指導要領の趣旨の周知・徹底
- 実践的な消費者教育等の推進
- 教員の養成・研修の推進 等

(2) 大学等における消費者教育の推進

- 消費生活センター等と連携、実務経験者の活用の促進
- 学生に対する消費者被害防止に向けた指導
- 金融経済教育講座の実施 等

(3) 事業者等における若年者向け消費者教育の推進

- 新人研修等を活用した消費者教育の促進 等

2. 若年者に対する広報・啓発 (注意喚起・情報発信等)

- 若年者の消費生活相談の状況等を踏まえた注意喚起
- 若年者が社会の一員として相互に情報共有する活動の推進
- 成人式、入学時ガイダンス等を活用した情報発信
- シンポジウム等を活用した啓発
- SNS等を活用した情報発信 等

3. 若年者を支える社会的な環境の整備

- 消費者ホットライン188の周知広報
- 若年者が相談しやすい体制整備及び周知
- 親世代を含めた若年者周辺の人への啓発・情報発信 等

II コンテンツの充実・活用の促進

- 動画、教材等のSNS、ウェブサイト・ポータルサイト等を通じ活用促進 等

III 進捗状況のフォローアップと推進方針の見直し

- 各施策の進捗状況を毎年度フォローアップ
- 進捗状況や社会経済情勢を踏まえ、必要に応じ見直し 等

2022年4月1日より成年年齢が“18歳”に引き下げられました。

成年年齢とは

- ① 一人で有効な契約をすることができる年齢
- ② 親権に服することがなくなる年齢

注意!

成年になると「未成年者取消権(※)」が行使できない!

※「未成年者取消権」

未成年者が親の同意を得ずに契約した場合、原則として契約を取り消すことができる権利。

悪質商法等による消費者被害の拡大が懸念されている

5 消費者教育の参考資料の検索について

消費者庁



国民生活センター



消費者教育支援センター



消費者庁

消費者教育 ポータルサイト

動画

教材

取組事例

講師派遣

チラシ 等 多数掲載

消費者教育に関する情報を
検索できます！

教材を探す

消費者教育に関する教材を検索できます。



取組事例を見る

教材を利用した消費者教育実践事例や、消費者教育コーディネーター等の各種取組事例をご紹介します。

講師を探す（団体情報バンク）

職員等を講師として派遣する活動をしている団体をご紹介します。学校や地域の団体、サークル等で学習会や研修会への講師をお探しの方はご活用ください。

注意喚起チラシを探す

国や地方公共団体、各種団体が発行している注意喚起用のチラシをご紹介します。消費者トラブルの未然防止、拡大防止にお役立てください。



情報の「再検索」が
しやすくなりました！

情報の掲載、更新、修正が
しやすくなりました！
(別途ユーザー登録が必要です)

消費者教育に関する情報を
掲載できます！ (※)

(※) 別途ユーザー登録が必要です

教材等の掲載

消費者教育に関する教材情報や団体情報、注意喚起チラシを掲載していただけます。

教材等の修正、更新

直接、ご自分の登録済情報の修正や更新をしていただけます。

幅広い内容の取組事例の報告が掲載可能

取組事例として、教材を活用した講座や、消費者向けの啓発イベントなど、消費者教育に関する幅広い内容の報告を柔軟に掲載いただけます。

消費者教育ポータルサイト

当サイトについて 教材を探す 取組事例を見る 講師を探す 注意喚起チラシを探す

「消費者教育ポータルサイト」は、消費者教育に関するさまざまな情報を共有し、みんなで育てていくサイトです。



コンテンツの充実・活用の促進

● 啓発動画の作成

- ゆりやんレトリィバァさんのラップ動画（吉本興業と連携）】



● 啓発チラシ、ポスターの作成

- 令和4年度消費者月間ポスター



- 18歳から大人（新生活応援チラシ）



学校でも活用できる教材の作成・公開

よりよい買物の仕方を考えよう～エシカル消費ってなあに？～

主に小学校中学年以上の児童・生徒を対象とした、エシカル消費について学べる消費者教育用教材です。動画とワーク、エシカル消費ゲームなどを組み合わせることにより、子どもたちが「社会を変えるお買物」を体験することができます。

特徴 1

動画で様々な社会的課題について学ぶ

エシカちゃん、ルー博士と一緒に、「エシカル消費」についてわかりやすく学習できます。



特徴 2

ゲーム教材で楽しく能動的に学べる

エシカル消費ゲームに取り組むことで、地域や環境に配慮した買物をするのが社会的課題の解決につながることを楽しく学習できます。

特徴 3

教材の組み合わせ次第で多様な活用が可能

教材の組み合わせを工夫することで、様々な教科で使えるほか、個人学習・グループ学習にも対応可能。また、学校の授業だけでなく学童保育、地域のイベントでも活用ができます。

指導解説書付き！



教材一覧



①チャレンジマップ



(イメージ)

②商品POP (※)



③商品POPシート (※)



④認証マーク
フリップ



⑤ワークシート



⑥動画

(※) 認証ラベルの付された商品の解説資料

国民生活 センター

消費者教育用 教材



消費者教育用教材



中央省庁や公的機関が作成した消費者教育に役立つ教材を紹介しています。
また、国民生活センターが作成した消費者教育に役立つ資料や全国の消費生活センターの消費者教育向けホームページリンク集もあります。

国・地方からの情報



中央省庁や都道府県・政令市の消費者行政担当課・消費生活センターが発表した消費者問題などの情報をまとめました。

回収・修理、払戻し等



メーカーや販売業者が、食品、家電製品等の商品について回収、もしくは修理、交換する目的で出したリコール情報など消費者に向けて自主的に発表した情報を紹介します。
また、「商品券の払い戻し」「個人情報漏えいのお知らせ」など物品以外のサービス等

国民生活センターウェブサイト▶<https://www.kokusen.go.jp/c-edu/index.html>

NICE
National Institute on Consumer Education

消費者教育の専門機関として培った実績をもとに、さまざまな形で消費者教育推進のお手伝いをいたします。

悪質商法 対策ゲームⅢ

全面リニューアル

2022年4月からの
成年年齢
引下げに対応!

対象 中学生以上 価格 1,650円(税込・送料別)

GOAL

詳細・購入はこちらへ



- 私たちにできること
- 調査研究
- 研修の企画等
- 教材表彰
- 教材の購入
- これまでの取組

● TOPICS

- 2022.09.01 **お知らせ** 消費者教育シンポジウム2022「次代の社会の担い手をはぐくむコンシューマーシティズンシップ」動画配信！（申込受付終了） **NEW**
- 2022.08.05 **出版物** 『消費者教育研究-NICEニュースレター』No.213を発行 **NEW**

消費者教育教材資料表彰
優秀賞教材検索

GIGAスクール
対応教材



消費者 教育支援 センター

学校における 消費者教育



消費者教育の御相談

どんな小さなことでも消費生活センターへ



広島市消費生活センター

〒730-0011

広島市中区基町6番27号

アクア広島センター街8階

TEL : 082-221-3329

FAX : 082-221-6282

An orange silhouette of a person bowing, centered in the background. The person has their hands clasped in front of their chest and their head is tilted downwards.

**教員向け消費者教育オンライン講座は
これにて終了です。**

ご視聴いただきありがとうございました。